

第三百十七回定例会追加提出議案

青森県議会

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 六 十 三 号	令和五年度青森県 一般会計補正予算 (第六号)案	<p>1 歳入歳出予算の補正 (減額)八百八十億千四十一万七千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千四百四十六億三千三百万八千円</p> <p>2 継続費の補正 ねむのき会館体育館建築事業費ほか二件 繰越明許費の補正</p> <p>3 職員費ほか百九十一件 債務負担行為の補正</p> <p>4 令和五年度農地中間管理機構関連農地 整備事業費補助</p> <p>5 地方債の補正 海岸事業ほか二十九件 (減額)三十三億千百万円</p> <p>(担当課 財政課)</p>
議 案 第 六 十 四 号	令和五年度青森県 公債費特別会計補 正予算(第一号) 案	<p>○ 歳入歳出予算の補正 三十二億七百三十八万二千元 (補正後の歳入歳出予算の総額) 千四百六十八億七千六百四十五千元</p> <p>(担当課 財政課)</p>
議 案 第 六 十 五 号	令和五年度青森県 療育福祉・医療療 育センター特別会 計補正予算(第二 号)案	<p>1 歳入歳出予算の補正 (減額)千九百九十二万八千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 二十億千五十九万九千円</p> <p>2 繰越明許費 運営費</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 第六十六号	議 案 第六十七号	議 案 第六十八号	議 案 第六十九号
件 名	令和五年度青森県 港湾整備事業特別 会計補正予算（第 二号）案	令和五年度青森県 証紙特別会計補正 予算（第一号）案	令和五年度青森県 管理特別会計補正 予算（第二号）案	令和五年度青森県 公共用地先行取得 事業特別会計補正 予算（第一号）案
摘 要	<p>1 歳入歳出予算の補正 （減額）六千八百十二万五千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 五億三千九百七十万六千円</p> <p>2 繰越明許費 青森港上屋整備事業費ほか三件</p>	<p>○ 歳入歳出予算の補正 （減額）九千七百五十万九千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 二十二億九千四百四十二万六千円</p>	<p>○ 歳入歳出予算の補正 （減額）三十九万二千元 （補正後の歳入歳出予算の総額） 四億六千四百十九万七千元</p>	<p>○ 歳入歳出予算の補正 （減額）五千七百五十五万七千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 五億六千八百四十四万三千元</p> <p>（担当課 財政課）</p>

番 号	議 案 第 七 十 号	議 案 第 七 十 一 号	議 案 第 七 十 二 号	議 案 第 七 十 三 号
件 名	令和五年度青森県 駐車場事業特別会 計補正予算（第二 号）案	令和五年度青森県 鉄道施設事業特別 会計補正予算（第 二号）案	令和五年度青森県 国民健康保険特別 会計補正予算（第 一号）案	令和五年度青森県 小規模企業者等設 備導入資金特別会 計補正予算（第二 号）案
摘 要	○ 歳入歳出予算の補正 二万三千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 三千七百六十九万三千円	1 歳入歳出予算の補正 （減額）四千五百九十一万七千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 七十三億七千九百二十六万七千円 2 繰越明許費 鉄道施設管理費 3 地方債の補正 鉄道施設事業 （減額）二億百万円 （担当課 財政課）	○ 歳入歳出予算の補正 百十六億四千九百七十八千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 千三百三十四億三千八百四十四千円 （担当課 財政課）	1 歳入歳出予算の補正 （減額）十五億五千九百七十六万四千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 三億五千九百二十四万五千円 2 地方債の補正 中小企業高度化資金貸付金 （減額）二億二千四百万円 （担当課 財政課）

番 号	議 案 第七十四号	議 案 第七十五号	議 案 第七十六号
件 名	令和五年度青森県 沿岸漁業改善資金 特別会計補正予算 (第一号)案	令和五年度青森県 病院事業会計補正 予算(第三号)案	令和五年度青森県 工業用水道事業会 計補正予算(第二 号)案
摘 要	<p>○ 歳入予算の補正 0 (款項の区分ごとの金額の補正)</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>1 中央病院 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入(減額) 十億二千二百七十八万六千円 支出(減額) 四千六十六万四千円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入 七万三千円 支出 十四万五千円</p> <p>2 つくしが丘病院 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入(減額) 三十九万千円 支出 五千円</p> <p>3 継続費の補正 県立中央病院電話交換設備等更新工事 費ほか二件</p> <p>4 債務負担行為の補正 共同経営・統合新病院基本構想・計画 策定等事業費</p> <p>(担当課 財政課)</p>	<p>○ 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入 七百三十七万円 支出(減額) 二千九百五十七万四千円 資本的収入及び支出の予定額の補正 支出(減額) 百四十五万六千円</p> <p>(担当課 財政課)</p>

番 号	議 案 第七十七号	議 案 第七十八号
件 名	令和五年度青森県 下水道事業会計補 正予算（第四号） 案	青森県県税条例の 一部を改正する条 例案
摘 要	<p>1 流域下水道 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入 六億六千六百三十六万四千円 支出 六億六千六百三十六万四千円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額） 二千六百万円 支出（減額） 二千六百万円</p> <p>2 十和田湖特定環境保全公共下水道 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入 千二百二十二万四千円 支出 千二百二十二万四千円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額） 八十万円 支出（減額） 八十万円</p> <p>3 企業債の補正 下水道事業 （減額） 千三百万円</p>	<p>（担当課 財政課）</p> <p>地方税法の改正に伴い、個人の県民税に ついて、令和六年能登半島地震災害に係る 雑損控除額の控除の特例を定めるものであ る。</p> <p>（担当課 税務課）</p>

番 号	件 名	摘 要						
議 案 第 七 十 九 号	議 案 第 七 十 九 号 件 県 有 財 産 の 処 分 の 件	<p>1 処分する県有財産 土地</p> <table border="1" data-bbox="1585 762 1877 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1798 762 1877 994">所 在 地</th> <th data-bbox="1798 994 1877 1153">現 況 地 目</th> <th data-bbox="1798 1153 1877 1401">地 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1597 762 1798 994">上北郡六戸町 金矢一丁目三 の二、三の三 及び三の六</td> <td data-bbox="1597 994 1798 1153">雑種地</td> <td data-bbox="1597 1153 1798 1401">五二、九九九 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 処分の相手方 埼玉県深谷市新戒六九七の一 マルコーフーズ株式会社</p> <p>3 処分価格 五億二千九百九十九万円</p> <p>(担当課 産業立地推進課)</p>	所 在 地	現 況 地 目	地 積	上北郡六戸町 金矢一丁目三 の二、三の三 及び三の六	雑種地	五二、九九九 平方メートル
所 在 地	現 況 地 目	地 積						
上北郡六戸町 金矢一丁目三 の二、三の三 及び三の六	雑種地	五二、九九九 平方メートル						
議 案 第 八 十 号	公 共 施 設 等 の 整 備 等 に 関 す る 事 業 契 約 の 件	<p>1 事業の内容</p> <p>(1) 名称 八戸合同庁舎整備事業</p> <p>(2) 目的 八戸合同庁舎の整備、維持管理及び 運営</p> <p>(3) 場所 八戸市大字尻内町地内</p> <p>(4) 期間 この議案の議決の日の翌日から令和 二十四年三月三十一日まで</p> <p>2 契約金額 八十五億三千八百二十万円</p> <p>3 契約の相手方 青森市長島四丁目二三の八 八戸合庁PFIパートナーズ株式会社</p> <p>(担当課 財産管理課)</p>						

番 号	議 案 第 八 十 一 号	議 案 第 八 十 二 号	議 案 第 八 十 三 号	議 案 第 八 十 四 号
件 名	市に負担させる金額の決定の件	市町村に負担させる金額の決定の件	市町村に負担させる金額の決定の件	市町村に負担させる金額の決定の件
摘 要	令和五年度において県が行う浅虫温泉駅 バリアフリー設備整備事業に要する経費に ついて市に負担させる金額を定めるもので ある。	(担当課 農村整備課) 令和五年度において県が行う中山間地域 総合整備事業、農業用河川工作物応急対策 事業、通作条件整備事業、農地耕作条件改 善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事 業、農業水利施設保全合理化事業、用排水 施設整備事業、畑地帯総合整備事業、土地 改良施設突発事故復旧事業及び広域農業用 水適正管理対策事業並びに土地改良法に基 づく土地改良事業に要する経費について市 町村に負担させる金額を定めるものである。	(担当課 漁港漁場整備課) 令和五年度において県が行う漁港及び漁 場の整備に係る事業に要する経費について 市町村に負担させる金額を定めるものであ る。	(担当課 監理課) 令和五年度において県が行う急傾斜地、 港湾、都市計画及び下水道に係る事業に要 する経費について市町村に負担させる金額 を定めるものである。